

「ほっと支援戦略プラン」実施要領（案）

～総合相談拠点づくりによる相談支援体制整備～

1 目的

障害のある子どもや障害のある人のライフステージに応じた支援として、療育、発達障害、就労、及び生活全般にわたる相談支援を実施するため、各圏域ごとに総合相談窓口となる拠点センターを設置し、相談支援体制整備の充実強化を図る

2 実施主体

市町村

（ただし、圏域内の市町村間の協議により、拠点センターを設置する市町村を選定）

3 対象圏域

奈良、西和、中和、東和、南和の各圏域に1か所ずつ拠点センターを設置

4 拠点センターの整備

平成20年度特別対策事業のうち、次の（1）及び（2）（併用可）を活用し、市町村立の公共施設（社会福祉協議会、学校、保育所等）及び民間施設等を利用して整備を行う

（1）「障害者自立支援基盤整備事業」

実施主体：県

1か所あたりの改修は5,000千円以内、ただし借用物件及び営利法人資産は500千円未満

【例示】出入口の段差解消、相談室の間仕切り、オストメイトトイレへの改修工事費など（トイレの便器等は「オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業」を別途利用可）

（2）相談支援事業立ち上げ支援事業

実施主体：市町村

1か所あたりの設備整備等は1,000千円以内、ただし借用物件及び営利法人資産は500千円未満

【例示】事務机、パソコン、電話機、ファックス、コピー機等の備品、訪問相談用の軽自動車の購入など

5 拠点センターに配置する相談支援事業担当者

（1）障害者総合相談圏域支援事業（圏域マネージャー）【県事業】 1名配置

（2）障害者就業支援事業（就業支援2名、生活支援1名）【県事業】 3名配置

（3）障害児等療育圏域支援モデル事業（コーディネーター）【県事業】 1名配置
（南和圏域のみ）

（4）市町村相談支援事業（相談支援専門員）【市町村事業】 1名以上配置

6 拠点センターの運営等

上記5のとおり、5名以上の相談支援事業担当者が拠点に勤務（常勤専任を基本とする）することにより、総合相談窓口として機能する。

相談支援事業担当者は、必要に応じて合議により相談支援事業の推進を図る。

合議の招集及び議長は、圏域マネージャーが行う。